

# CLAIR REPORT No.578

ニューサウスウェールズ州における多文化主義政策の実践

Clair Report No.578 (March 19,2026)

(一財) 自治体国際化協会 シドニー事務所



一般財団法人

**自治体国際化協会**

## 「CLAIR REPORT」の発刊について

当協会では、調査事業の一環として、海外各地域の地方行財政事情、開発事例等、様々な領域にわたる海外の情報を分野別にまとめた調査誌「CLAIR REPORT」シリーズを刊行しております。

このシリーズは、地方自治行政の参考に資するため、関係の方々に地方行財政に関わる様々な海外の情報を紹介することを目的としております。

内容につきましては、今後とも一層の改善を重ねてまいりたいと存じますので、ご意見等を賜れば幸いに存じます。

「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた  
場合を除く、本誌からの無断複製・転載等は御遠慮ください。

問い合わせ先

〒102-0083 東京都千代田区麹町 1-7 相互半蔵門ビル

(一財) 自治体国際化協会 総務部 企画調査課

TEL: 03-5213-1722

E-Mail: kikaku@clair.or.jp

## はじめに

世界の国や地域の姿は実に多様である。地理や歴史、言語や宗教など、それぞれの国・地域に固有の背景が複雑に重なり合うことで、私たちが暮らす現在の多様な世界が形づくられてきた。

オーストラリア連邦は、1901年の設立から100年余りだが、これまでの間、移民政策を変遷させながら、社会を発展させてきた。現在では、総人口の3割以上が海外生まれであり、両親のいずれか又は両方が海外生まれである人々も含めると、総人口の約半数が海外にルーツを有している。

自治体国際化協会（CLAIR）では、多民族国家オーストラリアの多文化主義政策に基づく地方行政や地域づくりの取組を、日本の自治体関係者に学んでいただく機会として、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた令和2（2020）年度を除き、平成22（2010）年度から毎年、「豪州多文化主義政策交流プログラム」を実施している。

本レポートの執筆者は、CLAIRシドニー事務所において、2年間にわたり、同プログラムの企画・運営に携わってきた。本レポートは、その2年間の業務のまさに集大成として、オーストラリアのニューサウスウェールズ州（New South Wales：NSW州）における多文化主義政策の最新の動向や実践例をとりまとめたものである。

本レポートが、日本における多文化共生に向けた対応を検討する際の一助となれば幸いである。

一般財団法人自治体国際化協会シドニー事務所長

## 目次

概要.....	5
第1章 オーストラリアにおける多文化社会の現状.....	6
第1節 人口動態.....	6
第2節 出生地・言語・宗教.....	9
第3節 オーストラリア人としてのアイデンティティ.....	11
第2章 ニューサウスウェールズ州における多文化主義政策の実践.....	13
第1節 NSW州政府における多文化主義政策の枠組み.....	13
第2節 NSW州多文化省による多文化主義政策の実践.....	15
第3章 豪州多文化主義政策交流プログラム.....	22
第1節 カンバーランド市における多文化主義政策の実践.....	22
第2節 シドニー地域保健局における多文化地域保健の実践.....	25
第4章 結論.....	29
第1節 多文化共生を行政運営上の共通課題として位置付ける視点.....	29
第2節 「発信すれば届く」という前提を見直す情報提供の考え方.....	29
第3節 多文化共生を地域の安定・持続性の観点から捉える視点.....	29
おわりに.....	31
【参考文献・資料】.....	32

## 概要

本レポートは、オーストラリア・NSW州における多文化主義政策の具体的な取組を紹介するものである。NSW州では、多文化社会を前提とした行政運営が行われており、州政府及び地方自治体において様々な施策が展開されている。

本レポートでは、同州の制度や理念の概要に加え、地域の実情に応じた具体的な取組や施策の考え方を整理する。また、自治体国際化協会が実施する「豪州多文化主義政策交流プログラム」を通じて得られた現場での知見も踏まえ、NSW州における多文化主義政策の実践について紹介する。

## 第1章 オーストラリアにおける多文化社会の現状

オーストラリアは、多様な背景を持つ人々が共に暮らす多民族国家である。特に、移民が人口動態に与える影響は大きく、移民の受入を背景として、高度な多文化社会を形成している。本章では、オーストラリア統計局（Australian Bureau of Statistics : ABS）の最新データを基に、人口動態、出生地、言語、宗教、そしてアイデンティティの観点から、オーストラリアにおける多文化社会の現状を概観する。

### 第1節 人口動態

オーストラリアの総人口は2,761万4,411人（2025年12月18日時点、ABS公表）であり、1901年の連邦設立以降、第一次世界大戦中（1915年～1916年）を除いて、一貫して人口増加を続けている<sup>1</sup>。特に、直近20年間では約700万人増加しており、2000年代初頭に約2,000万人であった国としては大きな伸びを記録している（図1-1参照）。OECDの人口統計によると、2000年から2022年にかけての人口増加率はオーストラリアが36.52%であり、サウジアラビア（55.71%）、イスラエル（51.51%）に次ぐ、OECD加盟国第3位の数値である<sup>2</sup>。

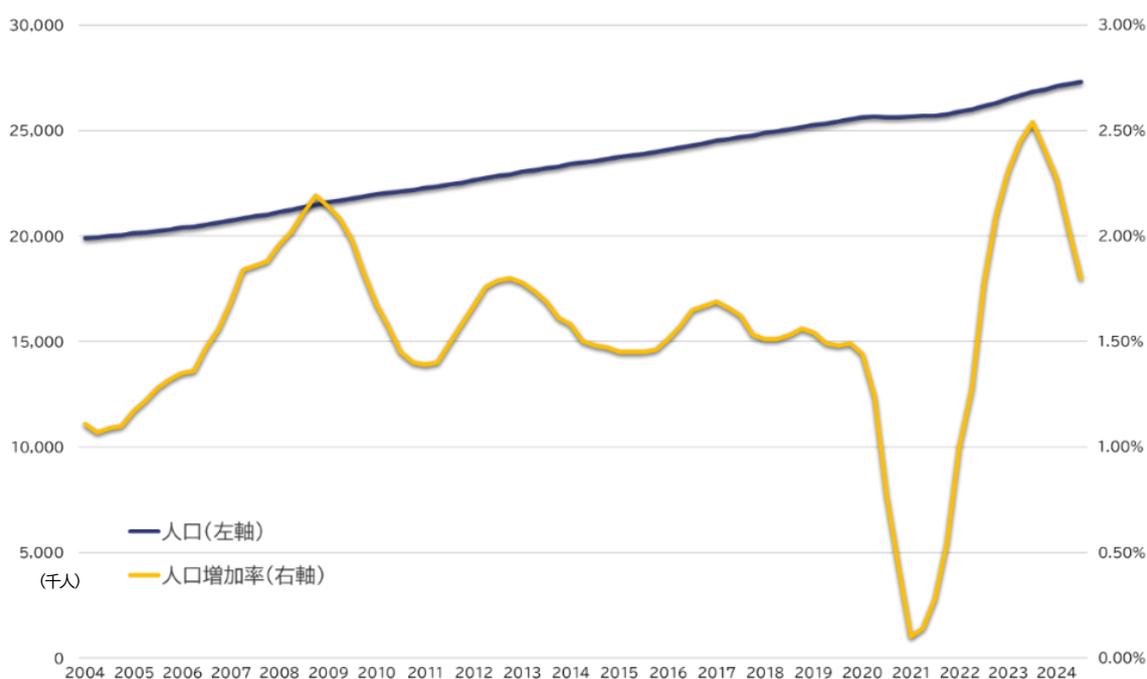


図1-1 オーストラリアの人口推移<sup>3</sup>

<sup>1</sup> Australian Bureau of Statistics 「National, state and territory population」

(<https://www.abs.gov.au/statistics/people/population/national-state-and-territory-population/latest-release>)（最終検索日：2025年12月18日）より引用

<sup>2</sup> OECD 「Population」 (<https://www.oecd.org/en/data/indicators/population.html?oecdcontrol-f75fe24c3f-var3=2000&oecdcontrol-f75fe24c3f-var4>)（最終検索日：2025年7月7日）より引用

<sup>3</sup> Australian Bureau of Statistics 「National, state and territory population」

(<https://www.abs.gov.au/statistics/people/population/national-state-and-territory-population/latest-release>)（最終検索日：2025年7月4日）より筆者作成

ABSが2023年12月に公表したデータによれば、2022-23年度（2022年7月～2023年6月）における海外純移民数は51万8,000人に達し、過去最多となった<sup>4</sup>。続く2023-24年度（2023年7月～2024年6月）には、海外からの移民が人口増加の約8割を占めるなど、移民が人口動態に大きな影響を与えている（図1-2参照）。

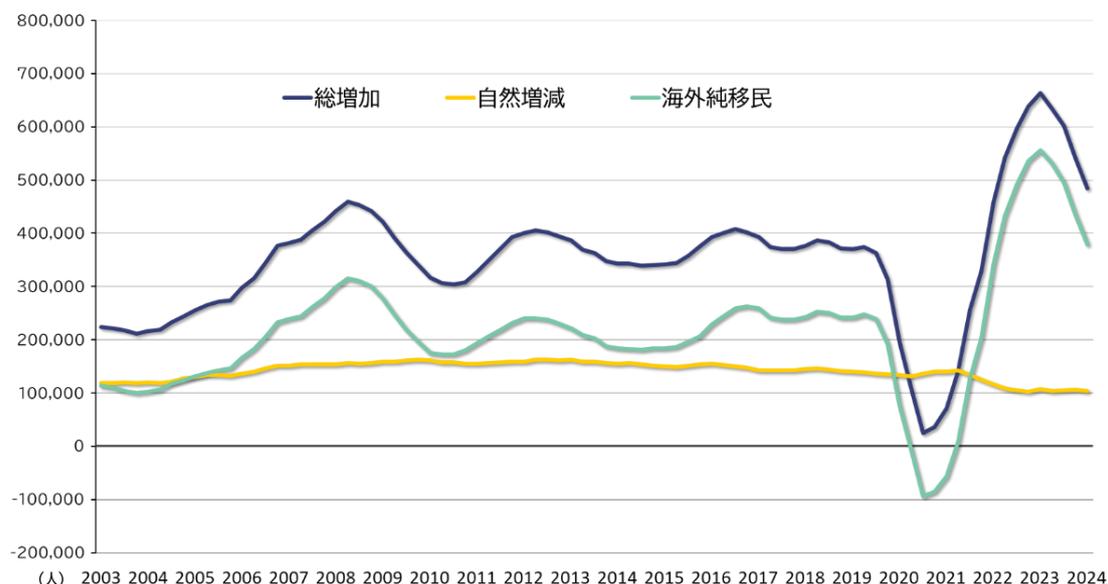


図1-2 オーストラリアにおける海外純移民の推移<sup>5</sup>

なお、COVID-19パンデミック期には、海外純移民数が一時的にマイナスに転じたものの、出生による自然増が継続したことから、総人口は現在に至るまで増加を続けている。

また、2024年6月30日時点で、総人口に占める海外生まれの者の割合は31.5%となり、2021年国勢調査から3.9ポイント上昇している<sup>6</sup>。さらに、両親のいずれか（又は両方）が海外生まれである者を含めると、人口の51.5%が海外にルーツを有している。

なお、長期的な推移を見ると、1891年時点では、総人口に占める海外生まれの者の割合が3割を超えていたが、その後は減少傾向が続き、1947年には過去最低の9.8%を記録した。これは、1901年の移民制限法に代表されるいわゆる「白豪主義」により、非欧州系移民の受入れが厳しく

<sup>4</sup> Australian Bureau of Statistics 「Overseas Migration, 2022-23 financial year」

(<https://www.abs.gov.au/statistics/people/population/overseas-migration/2022-23-financial-year>)（最終検索日：2025年7月4日）より引用

<sup>5</sup> Australian Bureau of Statistics 「National, state and territory population」

(<https://www.abs.gov.au/statistics/people/population/national-state-and-territory-population/latest-release>)（最終検索日：2025年7月4日）より筆者作成

<sup>6</sup> 国勢調査当日の夜にオーストラリア国内にいる全ての人（観光客など短期訪問者を含むが、外交官や国外滞在中の住民を除く）を対象に、5年に1度、国勢調査を実施。国勢調査には、出生地、話す言語、宗教、出身民族、あるいは英語面での補助の要否といった項目が盛り込まれ、これらの調査結果は政府が行う各種政策立案の基礎的資料として活用されている。

制限されていたことに加え<sup>7</sup>、世界恐慌や第二次世界大戦の影響により、移民の流入が停滞したことが背景にある<sup>8</sup>。一方、第二次世界大戦後は、連邦政府が人口増加を国家的課題として掲げ、欧州からの移民受入れを積極的に進めた<sup>9</sup>。その後、1970年代に白豪主義政策が撤廃されたことにより、海外生まれの者の割合は増加傾向に転じ、現在の水準（31.5%）に至っている（図1-3参照）。

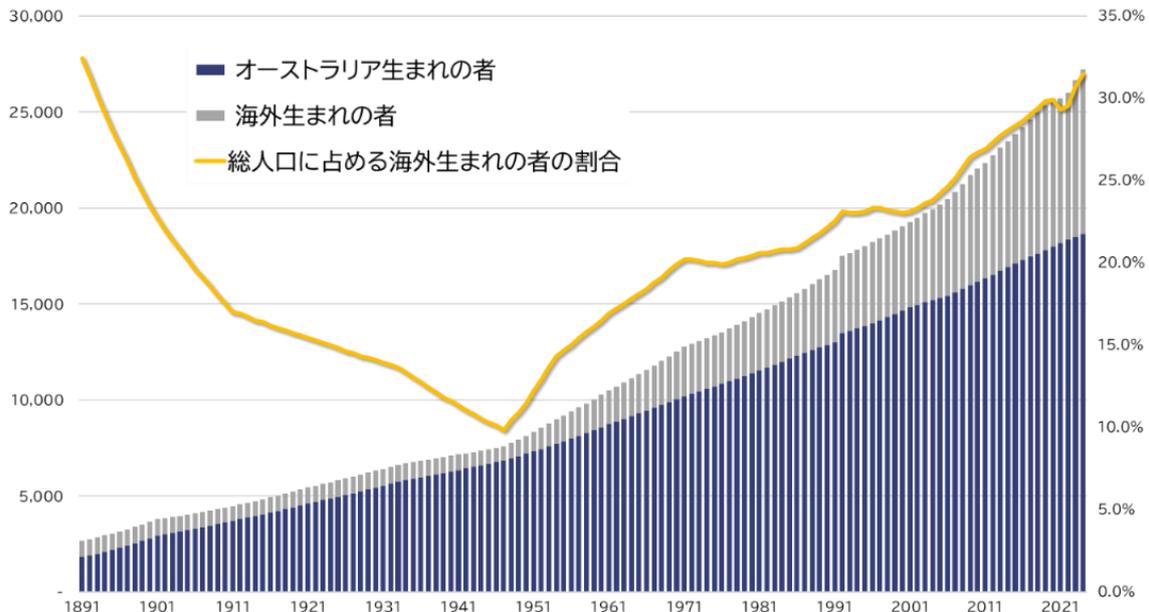


図1-3 オーストラリアの総人口に占める海外生まれの者の割合<sup>10</sup>

以上のとおり、オーストラリアにおける人口増加は、主として移民によって支えられており、移民の受入れは、社会構造に大きな影響を与える要素となっている<sup>11</sup>。次節では、こうした人口構成における多様性のほか、出生地、使用言語、宗教といった要素について整理する。

<sup>7</sup> National Archives of Australia 「The Immigration Restriction Act 1901」

(<https://www.naa.gov.au/explore-collection/immigration-and-citizenship/immigration-restriction-act-1901>)（最終検索日：2026年3月16日）より引用

<sup>8</sup> Australian Government Department of Immigration and Border Protection 「A History of the Department of Immigration」 (<https://www.homeaffairs.gov.au/about-us-subsite/files/immigration-history.pdf>)（最終検索日：2026年3月16日）より引用

<sup>9</sup> Australian Government Department of Immigration and Border Protection 「A History of the Department of Immigration」 (<https://www.homeaffairs.gov.au/about-us-subsite/files/immigration-history.pdf>)（最終検索日：2026年3月16日）より引用

<sup>10</sup> Australian Bureau of Statistics 「Australia's population by country of birth」

(<https://www.abs.gov.au/statistics/people/population/australias-population-country-birth/latest-release>)（最終検索日：2025年7月4日）より引用

<sup>11</sup> Australian Government Department of Home Affairs (<https://www.homeaffairs.gov.au/research-and-statistics/statistics/visa-statistics/live/migration-program>)（最終検索日：2026年3月16日）より引用

## 第2節 出生地・言語・宗教

2021年国勢調査によれば、総人口のうち、オーストラリア国内で出生した者は約1,823万人（70.9%）、国外で出生した者は約750万人（29.1%）である。海外生まれの者<sup>12</sup>の出身国としては、イングランドが最多であるものの、インド、中国、ニュージーランド、フィリピンなど、アジア太平洋地域の出身者も増えており、英語圏にとどまらない出自の広がりが見て取れる（表1-1参照）。

また、2021年に連邦政府が公表したデータによれば、海外出生者の出身国・地域は236に上っている<sup>13</sup>。

表1-1 オーストラリアにおける出生国別人口・構成比<sup>14</sup>

順位	出生国・地域	人口	構成比(%)	順位	出生国・地域	人口	構成比(%)
1	イングランド	963,390	3.54	9	マレーシア	183,490	0.67
2	インド	916,330	3.37	10	スリランカ	172,800	0.64
3	中国	700,120	2.57	11	イタリア	156,070	0.57
4	ニュージーランド	617,960	2.27	12	パキスタン	134,720	0.50
5	フィリピン	394,380	1.45	13	スコットランド	124,880	0.46
6	ベトナム	318,760	1.17	14	香港	124,550	0.46
7	南アフリカ	224,160	0.82	15	インドネシア	120,160	0.44
8	ネパール	197,800	0.73	33	日本	59,710	0.22

言語においてもその多様性は拡大している。2016年及び2021年の国勢調査の結果によれば、家庭で話される言語として、北京語、アラビア語、ベトナム語、広東語、パンジャブ語、ギリシャ語などが上位を占めており、英語以外の言語を日常的に使用する人口が増加している。特に、アジア系言語や中東系言語の増加が目立ち、言語的・文化的多様性の拡大が読み取れる（表1-2参照）。

<sup>12</sup> 出生時の国籍にかかわらず、オーストラリア以外の国・地域で生まれた人を指す。

<sup>13</sup> Australian Government Centre for Population 「Changes in Australia's overseas born population since Federation」 (<https://population.gov.au/sites/population.gov.au/files/2025-02/ss-changes-os-born.pdf?>)（最終検索日：2025年7月7日）より引用

<sup>14</sup> Australian Bureau of Statistics 「National, state and territory population」 (<https://www.abs.gov.au/statistics/people/population/national-state-and-territory-population/latest-release>)（最終検索日：2025年7月4日）より筆者作成

表1-2 家庭で使用する言語（「英語のみの家庭」を除く）<sup>15</sup>

言語	人数(万人)	全人口に占める割合(%)	対2016年比
中国語(北京語)	68.5	2.7	115%
アラビア語	36.7	1.4	114%
ベトナム語	32.1	1.3	116%
中国語(広東語)	29.5	1.2	105%
パンジャブ語	23.9	0.9	181%
ギリシャ語	23.0	0.9	97%
イタリア語	22.8	0.9	84%
ヒンディー語	19.7	0.8	123%
スペイン語	17.1	0.7	121%
タガログ語	13.1	0.5	118%
日本語	5.9	0.2	105%
その他の言語	274.1		
合計	566.4		

このほか、宗教についても同様の傾向が見られる。表1-3のとおり、2016年時点で人口の過半数を占めていたキリスト教は、2021年には5割を下回った一方で、ヒンドゥー教やイスラム教など非キリスト教系宗教が占める割合は増加しており、信仰の構成においても多様化が進んでいる。

表1-3 オーストラリアにおける宗教構成

宗教 (キリスト教)	2021		2016	対2016年 比
	宗徒数 (万人)	構成比 (%)	構成比 (%)	
カトリック	507.6	20.0	22.6	95.9
英国教会	249.6	9.8	13.3	80.5
豪州連合教	67.3	2.6	3.7	77.4
東方正教	53.5	2.1	2.1	106
長老派	41.5	1.6	2.5	72.1
バプティスト派	34.7	1.4	1.5	100.6
ペンテコスタル派	25.6	1.0	1.1	98.2
ルター派	14.6	0.6	0.7	83.8
エホバ派	8.4	0.3	0.4	102.3
セブンスデー・アド ベントリスト派	6.4	0.3	0.3	101.1
その他	105.6	4.2	4.0	113.0
キリスト教合計	1114.9	43.9	52.1	91.4

宗教 (キリスト教以外)	2021		2016	対2016年 比
	宗徒数 (万人)	構成比 (%)	構成比 (%)	
仏教	61.6	2.4	2.4	109.3
ヒンドゥー教	68.4	2.7	1.9	155.3
イスラム教	81.3	3.2	2.6	134.6
ユダヤ教	10.0	0.4	0.4	109.8
その他	32.5	1.3	0.9	146.9
合計	253.9	10.0	8.2	132.2
無宗教	988.7	38.9	30.1	140.4
不明	184.8	7.3	9.6	82.6
合計	2542.3	100.0	100.0	108.6

<sup>15</sup> Australian Bureau of Statistics 「2071.0 - Census of Population and Housing: Reflecting Australia - Stories from the Census, 2016」 (<https://www.abs.gov.au/ausstats/abs@.nsf/mf/2071.0>) 及び

「<https://www.abs.gov.au/statistics/people/people-and-communities/cultural-diversity-census/latest-release>」 (最終検索日: 2025年7月4日) より筆者作成

このように、出生地、言語、宗教といった基礎的屬性においても、オーストラリア社会は顕著な多様性を示している。

そこで、次節では、住民の多様性が顕著なオーストラリアにおいて、どのようにオーストラリア国民としてのアイデンティティや社会的一体性が形成されているのかを確認する。

### 第3節 オーストラリア人としてのアイデンティティ

オーストラリアは、英国の植民地として成立した歴史を有し、移民によって形成された社会であることから、「オーストラリア人」としての国民的アイデンティティの形成が課題となってきた経緯がある。先に述べたとおり、その背景には 1901 年の連邦国家成立以降の移民政策の変遷があるが、具体的な歴史的背景については、CLAIR REPORT No.358「オーストラリアの多文化主義政策」(2011 年)を参照されたい<sup>16</sup>。本節では、多民族国家としての歩みを踏まえつつ、オーストラリア人としてのアイデンティティの形成とその特徴を確認する。

2021 年国勢調査における「祖先 (Ancestry)」の設問では、回答者は自身の祖先について最大 2 つまで申告することが認められている。その結果、最も多く申告されたのが「イングランド系」(33.0%)であり、次いで「オーストラリア系」(29.9%)、「アイルランド系」(9.5%)、「スコットランド系」(8.6%)、「中国系」(5.5%)と続いている<sup>17</sup>。特筆すべきは、「オーストラリア系」と申告した人々の割合が全体の 29.9%を占めている点である。連邦国家成立からおよそ 120 年を経た今日、自らの祖先を「オーストラリア人」と認識する人々が一定の割合を占めていることは、国民的アイデンティティの定着を示す重要な指標といえる。

オーストラリア人としてのアイデンティティの形成は、祖先の自認にとどまらず、制度的・法的なプロセスを通じて深化している。その代表例が、市民権取得の際に実施される「市民権テスト」である。オーストラリア市民権取得を希望する者は、「市民権テスト」を受験し、オーストラリアの歴史、価値観、法律、制度などに関する知識が評価される<sup>18</sup>。

連邦政府が発行するガイドブック「オーストラリア市民権：私たちの共通の絆<sup>19</sup>」では、市民として重視すべき基本的価値観として、以下の点が提示されている。

- 1 議会制民主主義
- 2 法の支配
- 3 個人の自由 (言論・表現・結社・宗教の自由)
- 4 男女平等
- 5 機会の平等及び「フェアゴー」(公平な立場)
- 6 相互尊重と他者に対する寛容
- 7 困っている人への思いやり・メイトシップ (友情)
- 8 公用語としての英語

---

<sup>16</sup> CLAIR REPORT No.358「オーストラリアの多文化主義政策」

([https://www.clair.or.jp/j/forum/c\\_report/pdf/358.pdf](https://www.clair.or.jp/j/forum/c_report/pdf/358.pdf)) (最終検索日：2025 年 7 月 4 日)

<sup>17</sup> Australian Bureau of Statistics「2021 Census All persons QuickStats」

(<https://www.abs.gov.au/census/find-census-data/quickstats/2021/AUS>) (最終検索日：2025 年 7 月 4 日) より引用

<sup>18</sup> 英語で実施されるが、英語能力テストではない点に留意が必要

<sup>19</sup> <https://immi.homeaffairs.gov.au/citizenship-subsite/files/our-common-bond-testable-japanese.pdf> (最終検索日：2025 年 7 月 4 日)

これらは、多様な背景を持つ人々が共に生活する上での共通の価値観を構成するものであり、市民権テストはその理解を促す制度的仕組みとして機能している<sup>20</sup>。多様性を前提とする現代オーストラリアにおいて、こうした価値観の共有は、社会の分断を防ぎつつ、市民としての共通認識を形成する上で重要な役割を果たしている<sup>21</sup>。

本章で確認してきたとおり、現代オーストラリア社会は、移民を中心とする人口増加を背景に、出生地、言語、宗教の各側面において高い多様性を内包する社会へと移行してきた。特に、海外生まれ又は海外ルーツを持つ者が国民の過半数を占めるに至っている点は、多文化性が社会の周縁ではなく、構造的な前提となっていることを示している。こうした前提の下、共通の価値観や市民意識を共有するために制度的枠組みが整備されている点が、オーストラリア型多文化社会の特徴である。

---

<sup>20</sup> Australian Government Department of Home Affairs

(<https://immi.homeaffairs.gov.au/citizenship/test-and-interview/listen-to-podcast/transcript-episode-5>) (最終検索日：2026年3月16日) より引用

<sup>21</sup> Australian Government Department of Home Affairs

(<https://immi.homeaffairs.gov.au/citizenship/test-and-interview/listen-to-podcast/transcript-episode-5>) (最終検索日：2026年3月16日) より引用

## 第2章 ニューサウスウェールズ州における多文化主義政策の実践

前章では、オーストラリア全体の人口動態や出生地・言語・宗教といった社会的背景、さらにアイデンティティの特徴を整理した。こうした多様性は、州・地域レベルにおいても同様に表れている。

国内で最大の人口<sup>22</sup>を有するニューサウスウェールズ州（New South Wales : NSW 州）は、200万人以上の海外生まれの住民が居住し、310以上の文化的背景が存在する。また、家庭で使用される言語は283以上、信仰される宗教も139以上にのぼる<sup>23</sup>。こうした特徴から、NSW州はオーストラリアの中でも多様な文化的背景を有する州として知られている。

なお、図2-1は、シドニー都市圏における地域別の出生国上位（オーストラリアを除く）を示しており、出生国の構成が地域ごとに異なることが分かる。

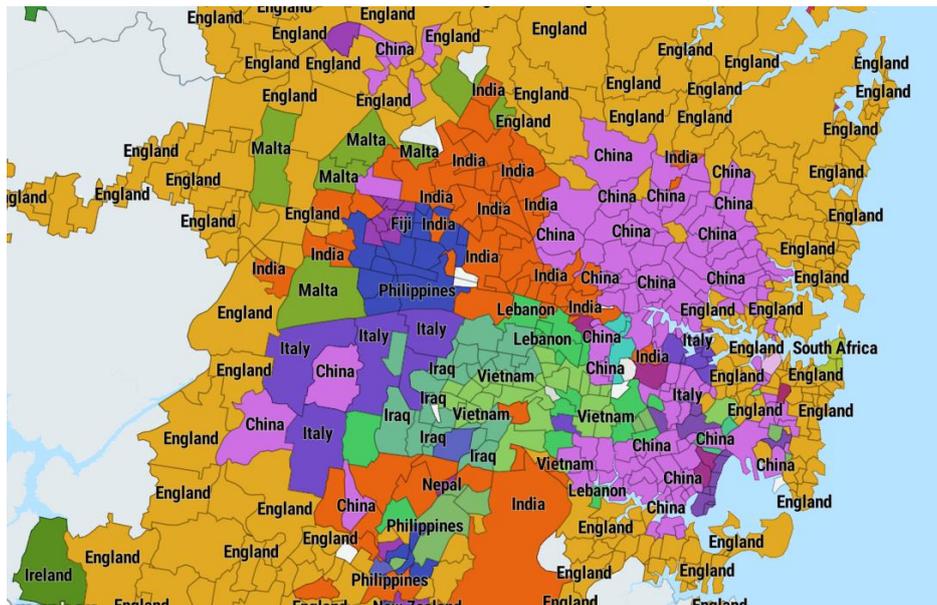


図2-1 シドニー都市圏における地域別主要出身国<sup>24</sup>

こうした多様な人口構成を踏まえ、本章では、第1節においてNSW州政府における多文化主義政策の制度的枠組みを整理し、第2節ではNSW州多文化省の取組を紹介する。

### 第1節 NSW州政府における多文化主義政策の枠組み

オーストラリアでは、移民の受入れやビザ制度といった移民政策は、主として連邦政府が所管している。一方、多文化主義政策においては、連邦政府に加え、州政府も重要な役割を担っている。これは、オーストラリアが連邦制国家であり、各州が独自の立法権を有していることから、州によって制度や取組の内容が異なるためである。

<sup>22</sup> 約859万人（2025年6月30日時点）

<sup>23</sup> Multicultural NSW, Our multicultural community

(<https://multicultural.nsw.gov.au/communities/>)（最終検索日：2025年3月11日）

<sup>24</sup> SBS News 「How multicultural is your suburb?」 (<https://www.sbs.com.au/news/article/how-multicultural-is-your-suburb/bq69vnf06>)（最終検索日：2026年2月2日）より引用

NSW州では、「NSW州多文化法 2000 (Multicultural NSW Act 2000)」の前文において、「人々が有する多様な言語的、宗教的、先祖的背景を認識し、尊重する」との理念を掲げ、多文化主義を州の基本方針に位置づけており、州政府の各機関は、多文化主義を前提とした行政運営が義務付けられている<sup>25</sup>。

具体的には、「多文化政策・サービスプログラム (Multicultural Policies and Services Program : MPSP)」<sup>26</sup>に基づき、州政府の各機関は、自らの所管業務やサービスについて、どのように多文化的な視点を組み込むのかを具体的に整理し、計画を公表することが義務付けられている。この枠組みにより、州政府全体として、多文化社会を前提とした行政運営が組織的に推進されている。なお、州政府の各機関が策定する計画は「サービス提供 (SERVICE DELIVERY)」「計画 (PLANNING)」「リーダーシップ (LEADERSHIP)」「エンゲージメント (ENGAGEMENT)」の4分野に基づいて整理される (図2-2参照)。

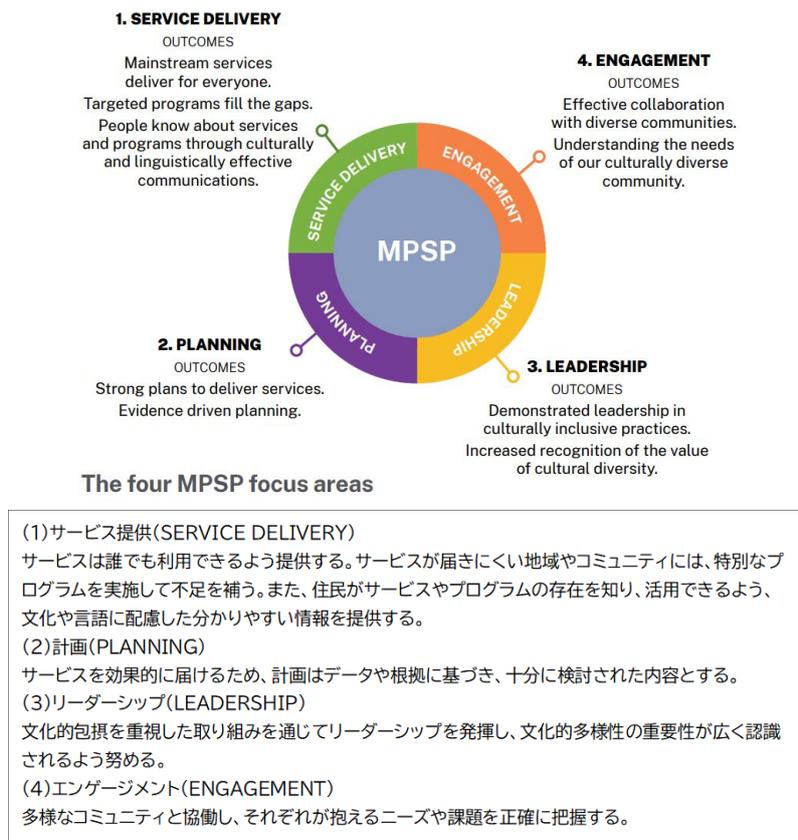


図2-2 MPSPの4つの重点分野<sup>27</sup>

<sup>25</sup> NSW legislation, Preamble (b) (<https://legislation.nsw.gov.au/view/whole/html/inforce/current/act-2000-077#frnt-preamble>) (最終検索日：2025年7月8日)

<sup>26</sup> Multicultural NSW, Multicultural Policies and Services Program (<https://multicultural.nsw.gov.au/resources/multicultural-policies-and-services-program/>) (最終検索日：2025年7月8日)

<sup>27</sup> Multicultural NSW 「Multicultural NSW Annual Report 2023-2024」 (<https://multicultural.nsw.gov.au/wp-content/uploads/2024/11/Multicultural-NSW-Annual-Report-2023-24.pdf>) (最終検索日：2025年7月31日) より引用

こうした制度の運用を担う中核機関として Multicultural NSW (NSW 州多文化省) が設置されている。同省は、州政府の各機関による多文化計画の策定及び推進を支援するとともに、州全体の多文化政策を統括する役割を担っている。また、「NSW 州多文化法 2000」に基づき設置された機関として、州政府の各機関が提出する多文化計画の進捗を取りまとめるほか、優良事例の共有や改善に向けた助言を行っている。さらに、同省は Community Report を毎年作成・公表しており、行政運営の透明性向上や州民に対する説明責任の確保に努めている<sup>28</sup>。

このように、NSW 州においては、多文化主義が理念や宣言にとどまらず、法制度及び行政運営の枠組みとして明確に位置付けられている。

## 第2節 NSW 州多文化省による多文化主義政策の実践

本節では、州全体の多文化主義政策を担う NSW 州多文化省について、その機能と近年の実績を整理する。同省は、政策提言、通訳・翻訳サービスの提供、地方自治体や地域団体等に対する助成金プログラムの運営、コミュニティとの協働、文化的多様性に関する調査・啓発など、多岐にわたる施策を実施している。以下では、中期計画「Strategic Plan 2021–2025」に掲げられている5つの柱に沿って、具体的な施策内容とその成果を紹介する<sup>29</sup>。

### 1 中期計画の枠組み

中期計画「Strategic Plan 2021–2025」では、「包摂的でつながりがあり、社会的に調和のとれた多文化的 NSW 州 (An inclusive, connected and socially cohesive multicultural NSW)」をビジョンに掲げ、以下の5つの柱を軸に施策を推進している。

- (1) 言語サービス (Language Services)
- (2) セクターの能力強化 (Sector Capability)
- (3) コミュニティ・レジリエンス (Community Resilience)
- (4) 定住支援 (Settlement)
- (5) 価値観の共有 (A Shared Sense of Value)

以下では、NSW 州多文化省が発行した年次報告書「Multicultural NSW Annual Report 2023-2024」を基に、各柱における具体的な取組を紹介する<sup>30</sup>。

#### (1) 言語サービス (Language Services)

言語サービスは、NSW 州の多文化施策を支える基礎的なインフラであり、行政サービスへの公平なアクセスを確保する観点から重要な役割を果たしている。NSW 州多文化省は、州内の機関・

---

<sup>28</sup> NSW 州多文化法 2000 第 14 条に基づき、多文化担当大臣に提出され、同大臣から州議会への提出が義務付けられている。

<sup>29</sup> Multicultural NSW 「Strategic Plan 2021–2025」 ([https://multicultural.nsw.gov.au/wp-content/uploads/2022/11/Strategic\\_Plan\\_2021-25\\_Oct-2022.pdf](https://multicultural.nsw.gov.au/wp-content/uploads/2022/11/Strategic_Plan_2021-25_Oct-2022.pdf)) (最終検索日：2025年7月8日)

<sup>30</sup> Multicultural NSW 「Multicultural NSW Annual Report 2023-2024」 (<https://multicultural.nsw.gov.au/wp-content/uploads/2024/11/Multicultural-NSW-Annual-Report-2023-24.pdf>) (最終検索日：2025年7月31日)

団体・企業・コミュニティ向けに、通訳・翻訳・文字起こし等の言語サービスを、対面・遠隔・電話により、年中無休で提供している<sup>31</sup>。

これらのサービスは、約 1,100 人の通訳者・翻訳者によって支えられており、120 の言語及び方言に対応している。対応に当たる人材の多くは非常勤ではあるものの、NAATI (National Accreditation Authority for Translators and Interpreters) 認定資格を有しており、一定の品質が確保されている<sup>32</sup>。

2023-24 年度におけるサービス提供件数は 5 万 8,000 件超であり、その内訳は対面通訳 2 万 3,700 件、電話通訳 1 万 1,774 件、翻訳業務 2 万 2,775 件である (図 2-3 参照)。特に電話通訳サービスは、Service NSW<sup>33</sup>での対応や Revenue NSW<sup>34</sup>での利用開始を背景に、急速に需要が拡大しており、2022-23 年度の 4,901 件から、2023-24 年度には 1 万 1,774 件へと利用率が 140%増加している。なお、通訳で需要が高い言語は、中国語 (マンダリン)、アラビア語、ベトナム語であり、翻訳では、中国語、アラビア語、日本語が上位を占めている。

---

<sup>31</sup> 原則として有料であるが、状況によっては免除される場合もある。筆者自身も、日本の運転免許証をニューサウスウェールズ州の運転免許証へ書き換える際、後述の Service NSW にて、翻訳サービスを有償で利用した。なお、電話通訳サービス (TIS National) については、連邦政府により全国で無料提供されている。筆者自身も、オーストラリア税務当局への連絡の際には、同サービスを無料で利用している。

<sup>32</sup> オーストラリアにおいて言語サービス専門職として公式に認められている唯一の資格であり、認定を受けた通訳者・翻訳者は、必要な技術を満たしていることが保証される。

<sup>33</sup> 2019 年 7 月 1 日に設立された州政府機関。対面・オンライン・電話を通じて、運転免許更新、各種許認可申請、料金支払い等の州政府サービスへのワンストップアクセスを提供する窓口である。

<sup>34</sup> 税金や手数料の徴収・管理を担う州政府機関



図 2 - 3 言語サービスの提供件数<sup>35</sup>

同省コミュニティ・政策担当局長のマイケル・ショー氏によれば、NAATI 資格を有していれば、学生であっても通訳者・翻訳者として業務に従事することが可能とのことであった。特に、緊急時の通訳では、誤解を生じさせない平易で分かりやすい表現が求められることから、AI は使用せず、人による対応を基本としているとのことであった<sup>36</sup>。

同言語サービスは、自然災害時の情報提供や被災者支援にも活用されている。2022 年に年間を通じて断続的に発生したホークスベリー・ネピアン地域の洪水被害対応では、NSW 州緊急サービス (State Emergency Service : SES)<sup>37</sup> と連携し、災害復旧センター等において電話及び対面による通訳が実施された。あわせて、SES が発信する重要情報を翻訳し、チラシやソーシャルメディアを通じて、多文化コミュニティ 170 団体に情報共有したほか、被災地域の人口統計プロファイルを作成し、関係機関と情報を共有することで、復旧・支援策の立案を側面から支援した。

災害対応時の取組にとどまらず、平時においても、Service NSW との連携により、健康や自然災害に係る緊急メッセージを 5 言語に翻訳し、州民約 859 万人に迅速に配信できる体制が構築され

<sup>35</sup> Multicultural NSW 「Multicultural NSW Annual Report 2023-2024」

(<https://multicultural.nsw.gov.au/wp-content/uploads/2024/11/Multicultural-NSW-Annual-Report-2023-24.pdf>) (最終検索日：2025 年 7 月 31 日) より引用

<sup>36</sup> 2025 年 3 月に NSW 州多文化省を訪問した際のヒアリングによる

<sup>37</sup> 自然災害や緊急事態に対応する州政府機関。洪水、嵐、地震などの被害防止や救助活動、州民への安全情報の提供を行う。

ている。こうした取組により、多文化コミュニティにおける情報格差の縮小を図るとともに、緊急時における州民の安全確保に資する施策が展開されている。

## (2) セクターの能力強化 (Sector Capability)

セクターの能力強化とは、州政府機関や地方自治体等の行政機関が、多様性に配慮した政策や行政サービスを適切に提供できるよう、研修、ガイドライン整備、ツール提供、助言等を通じて、組織としての対応力を高めるための取組である。

この点、NSW 州多文化省は、国勢調査データの提供を通じて、州政府の各機関及び地方自治体との連携強化を図っている。具体的には、州政府の各機関や地方自治体などが利用可能なデータツール「Multicultural NSW Compass<sup>38</sup>」を提供している。同ツールでは、国勢調査データを基に、文化的背景に関する 30 項目の指標が、州別及び地方自治体別に閲覧・ダウンロードできる。公的機関やコミュニティ団体は当該ツールを通じて必要なデータに容易にアクセスできるため、根拠に基づく政策立案が可能となっている。

また、地域レベルでは、Community Hubs Australia<sup>39</sup>への資金提供を通じて、学校を拠点とする「Community Hubs Program」を展開している。同プログラムは、移民や難民の世帯を対象に、社会的孤立の軽減と支援サービスへのアクセス確保を目的としている。2024 年第 1 ターム（1 月下旬から 4 月上旬）には、1,557 家族が参加し、乳幼児向け講座 295 回、会話型英語授業 280 回、外部支援サービスへの紹介 804 件、就労支援 32 件の実績を有する。

同様に、NSW 州多文化省が資金提供する「Multicultural Women's Hub」では、2023 年 6 月 30 日から 2024 年 5 月 31 日までの間に、西シドニー地域を中心に、移民のバックグラウンドを持つ女性 563 名を支援した。地域交流活動 163 回、職業技能向上を目的としたワークショップ 36 回、無償の支援プログラム 16 件が実施され、計 56 名の就労機会が確保された。

このほか、NSW 州多文化省は、自らが直接所管しない分野においても、多文化主義の視点を踏まえた助言等を通じて、政策立案や法改正に関与しており、2023-24 年度には以下の戦略や計画等の策定や見直しを支援している。

- ア NSW Women's Strategy 2023-26 (NSW 女性戦略)
- イ Ageing Well in NSW Action Plan 2023-2024 (高齢者行動計画)
- ウ Review of the Protocol for Homeless People in Public Spaces (公共空間におけるホームレス対応プロトコルの見直し)
- エ Department of Education's Anti-Racism Strategy (教育省反人種差別戦略)

これらの取組を通じて、NSW 州多文化省は、州政府の各機関における多文化施策の実践能力を組織横断的に高めており、州全体の政策や行政サービスにおいて、文化的多様性と包摂性を確保する中核的な役割を担っている。

---

<sup>38</sup> Multicultural NSW 「Multicultural NSW Compass」

(<https://multicultural.nsw.gov.au/multicultural-nsw-compass/>) (最終検索日：2026 年 1 月 5 日)

より引用

<sup>39</sup> 移民・難民を背景に持つ家庭を対象に、公立学校を拠点として支援を提供する非営利団体

### (3) コミュニティ・レジリエンス (Community Resilience)

これまでに述べた行政機関や関係主体の能力強化に加え、NSW 州多文化省は、地域社会そのものの強靱性を高める取組にも重点を置いている。中期計画「Strategic Plan 2021-2025」では、地域社会との信頼関係を基盤に社会的結束を強化し、分断や対立が生じた場合においても、地域全体で協力して対応できる体制の構築を目指すため、「コミュニティ・レジリエンス (地域社会の強靱性)」を重要な柱と位置付けている。

この取組を支えるのが、NSW 州コミュニティ・レジリエンス・アンド・レスポンス・プラン (COMPLAN) である。COMPLAN は、海外の紛争やテロ事件、自然災害など、地域社会の調和を脅かす事象が発生した際に、州政府とコミュニティが連携し、影響の拡大を抑えつつ、地域社会の安定確保に寄与する仕組みである。

ロシアによるウクライナ侵略、インドでの社会的・政治的緊張、イスラエル・ガザでの暴力の再燃など、海外の出来事が NSW 州の地域社会に影響を及ぼす可能性がある場合、NSW 州多文化省は地域の信頼できる指導者 (コミュニティ・リーダー) と迅速に連携し、住民支援や情報提供を通じて、地域の緊張緩和を図り、社会的調和の維持に取り組んでいる。例えば、2024 年 4 月にウェイクリーで発生したテロ事件<sup>40</sup>の際には、州の首相や多文化担当大臣、警察本部長が、地域の宗教指導者とともに、社会の分断を防ぐため、宗教観の連帯と冷静な対応を呼びかける声明を発信した。さらに、COMPLAN 委員会は緊急会合を開き、州政府機関が提供可能な支援策を洗い出した上で、迅速に地域社会に共有した。

同省のマイケル・ショー氏によれば、海外情勢の変化は NSW 州在住者の生活に影響を及ぼしており、とりわけ中東情勢の変化等は、州内の関連コミュニティ、とくに若者の行動や社会的緊張に影響を与えることも少なくないという。一方で、州内では「移民がオーストラリア人の生活に脅威を与えているのではないか」との議論も見られるものの、社会的結束の低下の主な要因は、物価高騰や将来への不安といった社会経済的な要因にあることが同省の調査により明らかとなっていると同氏は指摘する。また、国家としてのアイデンティティや価値観の確立が進行中であること、コミュニティの公的機関への信頼確保、文化的・言語的多様性を尊重した補助金制度の重要性等も、地域社会の強靱性に関わる課題として認識しているとのことであった。

### (4) 定住支援 (Settlement)

定住支援は、移民や難民一人ひとりの生活基盤の形成段階を支える取組である。NSW 州多文化省は、定住を短期的な初期支援にとどめず、安定した生活の定着と社会参加につなげることを重視しており、雇用支援、定住状況の把握、施策の改善、地域分散の促進といった観点から次の取組を進めている。

#### ア 難民雇用促進 (Refugee Employment Initiative)

難民の雇用確保に向け、NSW 州政府の各機関では、難民の採用及び職場定着を促進する取組として、NSW 州公共部門難民雇用イニシアティブ (NSW Public Sector Refugee Employment Initiative) を実施している。

具体的には、管理職層を主な対象とする e ラーニング教材「職場における新規難民支援」を開発・導入し、新たに採用された難民職員を職場で受け入れる際の留意点や、文化的背景に配慮したコミュニケーションの在り方など、管理職に求められる知識や対応を整理している。

---

<sup>40</sup> シドニー西部ウェイクリーの教会で、礼拝中の司教を含む複数の信者を刃物で刺傷する事件が発生。NSW 州警察は本件をテロ行為として認定。

これらの取組を通じて、難民職員本人への支援にとどまらず、受入側となる職場全体の理解と対応力の向上を図り、難民の円滑な職場定着を後押ししている。

#### イ 定住過程の理解促進 (Refugee Settlement Journeys Project)

定住支援施策の検討に当たっては、制度設計の前提として、難民が定住の過程で実際にどのような経験や課題に直面しているのかを把握することが重要である。このため、NSW 州多文化省はカスタマーサービス省と連携して、調査事業「Refugee Settlement Journeys Project」を実施している。

同調査では、新たに NSW 州に到着した難民を対象に、5週間にわたる日記調査を行い、参加者が音声、写真、文章を用いて、日常生活の体験や感じたことを自身の母語で記録する手法が取られている。これにより、従来のアンケート調査等では把握しにくい、定住初期における具体的な困難や心理的变化を継続的に捉えることが可能となっている。

また、これらの記録は後のヒアリングにおける補助資料としても活用されており、難民本人の視点に基づく実態把握を通じて、定住支援施策の内容や提供方法の改善につなげている。

#### ウ NSW 州 GROW パイロットプログラム (NSW Growing Regions of Welcome Pilot Program)

NSW 州 GROW パイロットプログラムは、新規移住者が都市部に集中する傾向を踏まえ、地方への分散と移住促進を目的として実施されている試行的取組である。本プログラムでは、地方における受入体制の整備と雇用機会の創出支援を組み合わせた定住支援を行うことで、持続可能な定住の実現を図っている。

具体的には、2021年6月から2024年4月にかけて、地方企業225社と連携体制を構築するとともに、就職フェア等を67回実施し、西シドニー雇用ハブ（地域企業と求職者のマッチングや就職支援を行う雇用支援拠点）へ329件の紹介を行っている。こうした取組の結果、2021年からの3年間で、マレー・リベリナ地域<sup>41</sup>では新規移住者40名（うち子ども・配偶者16名）が定住に至っている。

本プログラムは、雇用機会や地域資源と結び付けた定住支援を通じて、地方への分散を図る実践例であり、地方における持続可能な定住支援の在り方を検討する上で参考となる取組といえる。

### (5) 価値観の共有 (A Shared Sense of Value)

(1)～(4)は、言語支援、行政の実装能力向上、危機対応、定住支援といった側面からの、多文化主義を具体的な施策として実現する取組である。これに対し、価値観の共有 (A Shared Sense of Value) は、多文化共生に係る共通の価値観を社会全体に共有し、その浸透を図ることを目的とした取組である。本節では、「Premier's Harmony Dinner」及び地方自治体やコミュニティに対する助成制度を紹介する。

毎年、NSW 州首相が主催する「Premier's Harmony Dinner」では、州内の個人や団体を対象に、多文化コミュニティ顕彰が授与されている。同顕彰は、多文化共生の推進に向けてリーダーシップを発揮し、革新的な取組や地域との連携を通じて顕著な成果を上げた人物や組織を公に評価するものである。このような顕彰を通じて、多文化主義を州全体で共有すべき価値観として明確に位置付け、その社会的浸透が図られている。

---

<sup>41</sup> シドニーから約450km離れたニューサウスウェールズ州南西部の農業地帯

続いて、地方自治体や地域団体等に対する助成制度の例として、**Stronger Together** プロジェクト助成を紹介する。同助成制度では、2023-24 年度に 12 団体へ総額 40 万ドルが交付され、フェスティバルやイベントに対しては、205 団体へ総額 137 万 9,000 ドルが助成されている。これらの助成金を通じて、州内各地において、文化的多様性を尊重し、祝う取組が展開され、地域間の相互理解の促進につながっている。

このように、NSW 州では、多文化主義を行政施策にとどめることなく、州民一人ひとりが共有する価値として社会に根付かせることを目指している。これらの取組は、社会的分断の予防や、長期的な社会的結束の維持に資するものとして、重要な役割を果たしている。

## 2 NSW 州多文化省の取組から得られる示唆

NSW 州多文化省が展開する施策は、「データに基づき、コミュニティと協働し、多文化社会を前提に行政サービスを再設計する」という一貫した姿勢に裏打ちされている。一方で、海外情勢の変化、物価高騰、住宅不足といった構造的要因が社会的結束に影響を及ぼしており、若者層を含む一部コミュニティに対するきめ細かな対応や、公的機関に対する信頼の維持は、行政にとって重要な課題となっている。

これらの論点は、日本の地方自治体においても、地域の多様性が高まる中で共通して直面し得るものである。既存の組織体制や地域資源を生かしつつ、多文化共生施策を段階的に推進していく上で、NSW 州の取組は重要な示唆を与えるものである。次章では、こうした示唆を踏まえ、自治体国際化協会（CLAIR）が主催する「豪州多文化主義政策交流プログラム」における具体的な学びの内容を紹介する。

### 第3章 豪州多文化主義政策交流プログラム

CLAIR シドニー事務所では、人口の約3割が海外生まれという多民族国家オーストラリアにおいて、多文化主義政策とその実践を学ぶ「豪州多文化主義政策交流プログラム<sup>42</sup>」を、日本の地方自治体や地域国際化協会等の職員を対象に毎年開催している。

本プログラムでは、州政府、地方自治体、教育機関、医療・福祉機関、NPO など、多文化社会を支える各機関の制度や取組を体系的に理解できるほか、各機関の担当者や関係者との対話を通じて、多文化主義の理念が各機関の取組にどのように反映されているのかを具体的に学ぶことができる。

本章では、2025 年度豪州多文化主義政策交流プログラムで訪問した、カンバーランド市及びシドニー地域保健局を取り上げ、NSW 州における多文化主義政策がどのように実践されているのかを、実例を交えて紹介する。

#### 第1節 カンバーランド市における多文化主義政策の実践

##### 1 カンバーランド市概要

カンバーランド市はシドニー西部に位置し、人口約 24 万 5,000 人を有する自治体である。同市は NSW 州内でも文化的・言語的多様性が特に豊かな地域として知られており、住民の 53%が海外生まれ、65.2%が家庭で英語以外の言語を使用している。家庭で話される主要言語は、アラビア語 (14.1%)、北京語 (6.7%)、ネパール語 (4.4%)、広東語 (4.0%)、タミル語<sup>43</sup> (3.3%) であり、多様な背景を持つ住民が共存している。

なお、同市のプロフィールについては、図3-1を参照されたい。

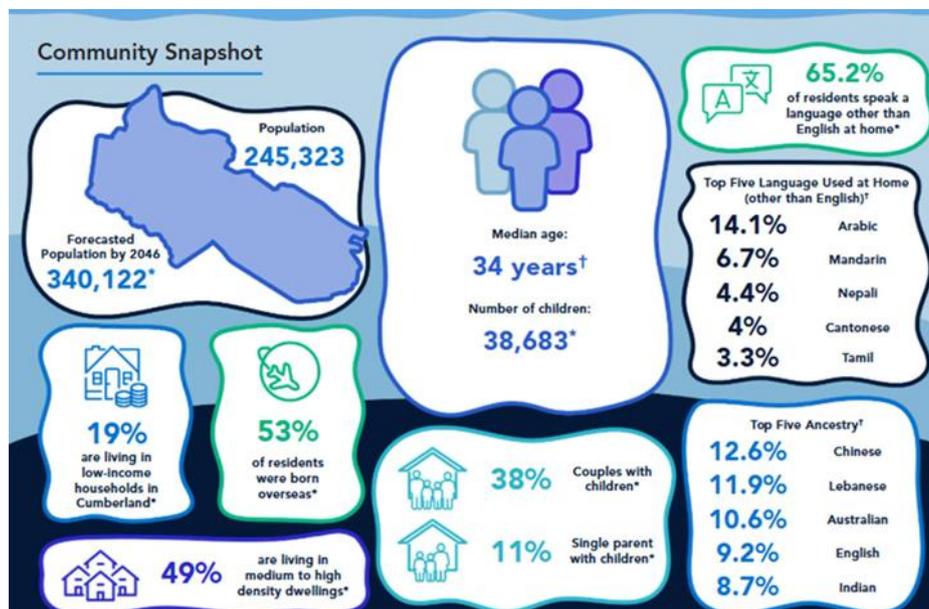


図3-1 カンバーランド市における多文化的特徴<sup>44</sup>

<sup>42</sup> 本事業の詳細及び過去の訪問先が分かる報告書等は以下 URL を参照のこと。

<https://www.clair.or.jp/multiculture/jiam/page.html>

<sup>43</sup> 主にインド南部及びスリランカ北部・東部を中心に使用されている言語であり、オーストラリアにおいても南アジア系移民を中心に一定数の話者が存在する。

<sup>44</sup> 2025 年 11 月訪問時、カンバーランド市提供資料より抜粋

カンバーランド市における多文化施策は、コミュニティ開発部門が中心となり、コミュニティ開発、家庭内暴力（DV）予防、犯罪予防、ホームレス支援等を担当する6名で運営されている。人員規模は決して大きくないものの、各担当がそれぞれの専門性を生かし、地域の実情に応じた行政サービスを提供している。

同市では、「住民の心身の健康を支え、安全で安心なコミュニティを形成すること」を目標に掲げ、国勢調査データを活用して住民の年齢構成、世帯状況、住宅形態、雇用、教育水準等を把握した上で、各種行政サービスの実施や検討を進めている点が特徴である。

## 2 コミュニティの特性を踏まえた行政サービス

### (1) 文化・コミュニティイベントを通じた関係構築

多文化コミュニティにおいては、言語的なハードルによって、行政サービスの理解が難しく、支援につながるまでに時間を要する場合も少なくない。このため、同市では、イベントや講座、地域拠点での活動を通じた「顔の見える関係づくり」を重視し、課題が深刻化する前段階で支援につなげるという、基礎自治体ならではの役割を重視している。

その一環として、カンバーランド市では、住民の文化的背景を尊重しつつ、地域の結束を高めることを目的として、多様な文化・宗教行事を実施している。具体的には、ラマダン、ディワリ<sup>45</sup>、旧正月、中秋節、NAIDOC Week<sup>46</sup>、クリスマス、イースター等を開催しており、住民の文化的・宗教的背景が反映された行事を幅広く取り入れている点が特徴である。このほか、オーバーン地区で開催される桜まつりのように、日本文化をテーマとしたイベントも開催されており、文化・コミュニティイベントの一環として位置付けられている。

これらの行事は、単なる祝祭にとどまらず、行政がコミュニティとの信頼関係を構築するとともに、生活支援や行政サービスに関する情報を伝える場としても活用されている。その際、例えば、ゲーム形式でごみ出しの方法を紹介するなど、生活ルールや行政情報を楽しみながら学べる工夫が取り入れられている。特に、子どもが興味を持ちやすい企画を用意して参加を促すことで、子どもを介して家庭内に情報が広がることを意図しており、参加者層が意識された取組となっている。

また、これらのイベントの中には、カンバーランド市が主催するものだけでなく、市内の地域団体等によって開催される小規模な文化・コミュニティイベントも含まれる。こうしたイベントの一部では、第2章で紹介したNSW州多文化省からの助成金が活用されている。このため、同市では、イベントを単なる祝祭として位置付けるのではなく、政策的意義を有する取組として捉え、その効果について説明責任を果たすことを重視している。具体的には、イベント参加者数といった定量的指標に加え、対象となる文化的背景を持つ住民からの意見聴取を通じて効果を検証し、次年度の企画改善につなげている。こうした取組について、同市コミュニティ開発課長のクリスティーナ・ハリガン氏は、「税金投入の正当性に関して、これらのイベントが単なる『お祭り』ではなく、情報提供や住民参加を通じた地域の結束強化の機会である点を、NSW州政府に示している」と述べている。

---

<sup>45</sup> ヒンドゥー教を中心に祝われる南アジアの伝統的な祭り

<sup>46</sup> 毎年7月にオーストラリア全土で実施される、アボリジナル及びトレス海峡諸島民（先住民）の歴史・文化・功績を称え、理解を深めるための全国的な記念週間

## (2) 分野横断的な生活支援

カンバーランド市では、住民が直面する課題は単一の分野にとどまらず、複数の課題が重なり合って現れるとの認識のもと、分野横断的な支援を重視している。

こうした分野横断的な考え方が、行政サービスとして具体化されている例として、同市の水泳レッスンを通じた事故防止及び安全意識向上に向けた取組を紹介する。

同市では、夏季の一部期間に限定し、市内プールの無料開放や割引を行うとともに、水泳経験の乏しい住民を対象に、安全な水辺の利用方法を学ぶ水泳レッスンを提供している。なかには、水に入った経験のない文化圏から移住してきた住民も参加していることから、レッスンでは単なる泳ぎ方に限らず、水辺での基本的な注意事項や危険行動、施設内の標識・看板の意味といった基礎的な内容についても丁寧に説明が行われている。併せて、施設内には子どもの見守りを促すサインを設置し、事故防止を図るとともに、保護者の安全意識の向上にもつなげている。このように、同市では、水泳レッスンを通じて、住民の安全、健康、情報理解といった複数の課題に同時に対応する取組を展開している。

こうした取組は、多文化主義を特別な施策として切り離すのではなく、既存の行政サービスに組み込んで実現されており、日本の自治体にとっても重要な示唆を与えるものである。

## (3) 多様な住民への情報提供

カンバーランド市は、住民の文化的・言語的背景が多様であることを踏まえ、行政情報は「発信するだけでは必要な人に届かない」可能性があるとの認識のもと、情報提供体制を構築している。例えば、コミュニティ・リーダーや宗教指導者との連携を通じて、地域独自のネットワークを活用した情報伝達を行っているほか、住民の背景に応じて情報発信媒体を使い分けている。特にソーシャルメディアについては、コミュニティごとに利用頻度の高い SNS を選定し、当該コミュニティに即した形で情報発信を行っている。さらに、こうしたデジタル媒体に加えて、新聞等の紙媒体も併用し、情報接触の機会を多層的に確保している。また、コミュニティで日常的に使用されている言語で情報を発信することにより、言語や情報環境の違いに左右されることなく、必要な行政情報が住民に行き届く体制が構築されている。

このほか、同市のウェブサイトには言語選択ボタンを設置し、Google 翻訳機能（機械翻訳）を組み込むことで、日本語を含む多言語への自動翻訳を可能としている。機械翻訳の精度には一定の限界があるものの、「完璧さ」よりも「アクセス可能性」を優先し、少なくとも情報に触れる機会を確保する姿勢は、デジタル環境における多文化対応の一例として参考になる。

また、機械翻訳を有効に機能させるため、PDF 資料の多用を避け、ウェブページ上で直接情報を提供するなど、情報の形式にも配慮がなされている。対面、デジタル、紙媒体といった手段を状況に応じて使い分け、相互に補完させることで、多様な住民への情報伝達を実現している点は、基礎自治体における実務的な工夫として示唆に富む。

## (4) 移住直後の包括的支援と多言語広報

新規移住者に対しては、連邦機関である **Services Australia** や非営利団体である **Settlement Services International**<sup>47</sup>と連携し、移住後 12 週間を中心とする初期面談や定住支援セミナーを市庁舎内で実施している。カンバーランド市では、連邦・州・地方自治体の役割分担や利用可能な行政サービスについて、移住者が基礎から理解できるよう配慮している。例えば、「子どもの就学や

---

<sup>47</sup> 2000 年にシドニーで設立された非営利団体。移民や難民を主な対象として、定住支援、雇用支援、コミュニティ形成支援等の多文化関連サービスを提供している。

医療に関する相談窓口はどこか」といった生活に直結するトピックを入口として説明することで、制度全体像への理解を促している。

さらに、多言語動画「Discover Cumberland」（アラビア語、中国語、ダリ語、韓国語、ペルシャ語、タミル語等）<sup>48</sup>を制作し、ごみ処理、道路や公園の維持管理、育児サービス、高齢者向けサービス等、市が担う行政サービスの範囲を視覚的に紹介している。動画では、実際の職員や施設の様子を映し出しながら、「市が何をしているのか」「どのような場面で市に相談できるのか」を具体的に示しており、言語能力に左右されにくい形で情報を伝える工夫がなされている。この動画は、市のウェブサイトだけでなく、学校、図書館、コミュニティセンター等でも上映されており、新規移住者が早い段階から地域社会とのつながりを実感できるよう、工夫が凝らされている。

## 第2節 シドニー地域保健局における多文化地域保健の実践

本節では、多文化社会を前提とした地域保健を実践するシドニー地域保健局（Sydney Local Health District : SLHD）の取組を紹介する。なお、本節の内容は、SLHD Population Health 部門の職員<sup>49</sup>による説明を整理したものである。

### 1 SLHD の概要

SLHD は、NSW 州政府が設置する 17 の地域保健局の一つであり、複数の基礎自治体にまたがって、医療・保健サービスを提供する広域的な行政機関である。病院における医療提供に加え、疾病予防、健康増進、公衆衛生対策など、地域住民の健康を包括的に支える役割を担っている。

SLHD の管轄区域は、シドニー中心部及びその周辺地域を含み、対象となる人口は約 74 万人である。住民の約 40%が海外生まれであり、うち約 46%が家庭で英語以外の言語を使用している。さらに、200 を超える文化的背景と 165 言語が共存しており、州内でも特に文化的・言語的多様性（Culturally And Linguistically Diverse : CALD）が高い地域である（図 3-2 参照）。こうした地域特性を踏まえ、以下では、SLHD における多文化対応を前提とした地域保健施策の具体的な取組事例として、「先住民・CALD 女性<sup>50</sup>への乳がん検診支援」及び「留学生への予防的ヘルスサポート」を紹介する。

---

<sup>48</sup> 「Discover Cumberland」（<https://www.cumberland.nsw.gov.au/discover-cumberland>）（最終検索日：2026年1月7日）

<sup>49</sup> 本節の説明を担当した職員の役職及び氏名は、ヒアリング時点の情報に基づき、アルファベット順で記載している。

- (1) Athena Mumbulla (Aboriginal Health Program Manager, Population Health)
- (2) Grace Robin (Health Promotion Officer, Priority Populations Programs)
- (3) Eli Ryan (Health Promotion Officer, Priority Populations Programs)
- (4) Natali Smud (Acting Director, Diversity Programs and Strategy Hub, Population Health)
- (5) Lili Sun (Health Promotion Officer, Population Health)
- (6) Jennie Vien (Health Education Officer, Diversity Programs and Strategy Hub, Population Health)

<sup>50</sup> 文化的・言語的に多様な背景を有する女性

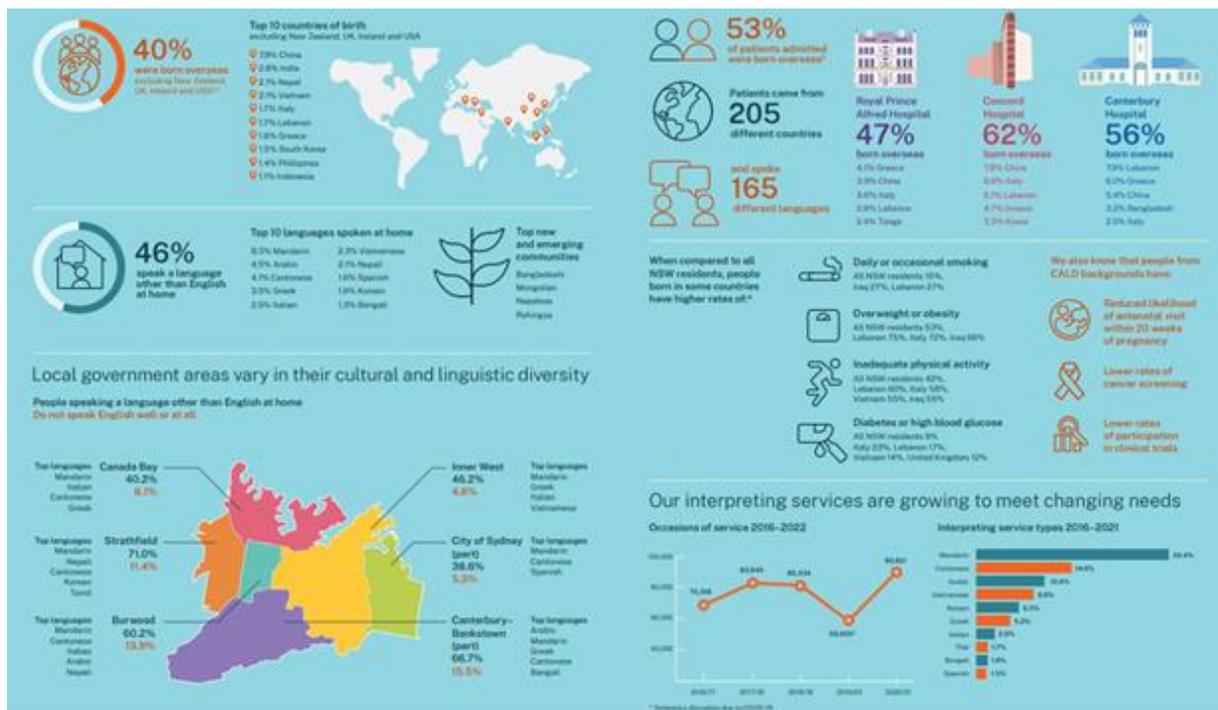


図 3-2 SLHD 管轄区域における多文化的特徴<sup>51</sup>

## 2 先住民・CALD 女性への乳がん検診支援にみる「文化的安全性」の実装

本節では、文化的背景から医療サービスの利用に不安を抱える住民が、尊重され、安心してサービスを利用できる環境を整えるという「文化的安全性」の考え方が、どのように実装されているかを確認する。SLHD では、先住民女性及び CALD 女性における乳がん検診受診率の低さを重要な健康課題と位置付け、重点的に取組を進めてきた。

特に、言語的ハードルや先住民特有の歴史的背景に起因する差別的経験等を背景に、乳がん検診の受診率は州平均を下回っていた。具体的には、NSW 全体における乳がん検診受診率が 45.2% であるのに対し、SLHD 管内の先住民女性の受診率は、2023 年時点で 39.7%にとどまっていた。

この課題に対し、SLHD は、「住民が自ら医療機関に来ること」を前提とした従来の制度運用を見直し、移動型検診車を活用することで、公園、先住民医療機関、ショッピングセンターなど、住民が日常的に利用する場所に検診拠点を設け、受診機会の確保を図っている。

また、カルチュラル・サポート・ワーカーや医療通訳を配置し、説明の順序や用語の選び方、会場の雰囲気づくり、プライバシーへの配慮に至るまで、文化的背景を踏まえた設計がなされている。これにより、支援を受ける側が「尊重され、安心して関わられる」と感じられる環境づくりが徹底されており、「文化的安全性」の考え方を具体的に体現されている。

しかし、こうした取組を進めた後も、受診率は必ずしも十分に改善されたとは言えなかった。そこで、SLHD が CALD コミュニティへ聞き取りを実施したところ、「乳がん検診は一生に一度受ければよいものだと思っていた」「2年ごとに受診する制度であることを知らなかった」といった乳がん検診そのものや、制度への理解不足が明らかとなった。

この課題に対応するため、SLHD では、コミュニティ言語に堪能なカルチュラル・サポート・ワーカーを商店、教会、コミュニティ施設などに派遣し、「2年ごとに受診が必要であること」

<sup>51</sup> 2025 年 11 月訪問時、SLHD 提供資料より抜粋

「政府負担により無料で受けられること」「病院に行かずとも移動型検診車で受診できること」といった内容を繰り返し丁寧に周知することとした。

こうした地道な取組の結果、SLHD 管内における先住民女性の乳がん検診受診率は、2024 年には 46%まで上昇し、州平均（45.2%）を上回る水準に達した（図 3－3 参照）。

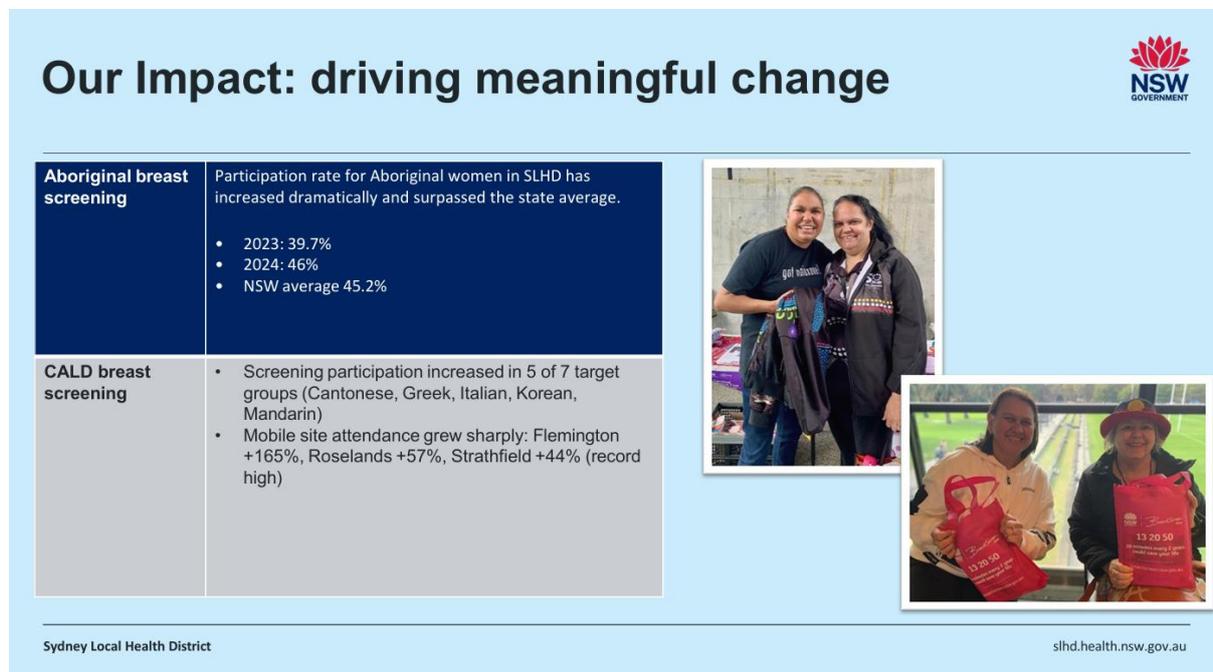


図 3－3 先住民・CALD 女性への乳がん検診支援に係る取組の成果<sup>52</sup>

本事例は、健康施策を医療分野に限定して捉えるのではなく、文化・コミュニティ施策と一体的に設計することの有効性を示している。特に、住民が制度を利用しない理由を「関心が低い」「意識が不足している」と個人の問題として捉えるのではなく、制度設計や情報提供の在り方を行政側が問い直す姿勢は、「文化的安全性」を実装する上で重要であり、日本の自治体が予防医療施策を検討・見直す上でも、重要な示唆を与えるものといえる。

### 3 留学生への予防的ヘルスサポートの実践

NSW 州は、豪州全体の約 4 割に当たる留学生を受け入れており、SLHD 管内には国内最大規模の大学が立地している。このため、留学生の健康課題は地域保健上の重要なテーマの一つとなっている。こうした状況を踏まえ、SLHD では、留学生を地域社会の一員として捉え、予防医療への早期アクセス確保を重視した取組を進めている。

SLHD が特に課題視しているのは、留学生が必要な医療に早期にアクセスできないまま、症状が重篤化してから救急外来に頼らざるを得なくなる事例である。SLHD によれば、留学生の医療アクセスを阻害する要因には、医療費負担への懸念や言語・文化的障壁、医療制度への不慣れに加え、ビザへの影響に関する不安、文化的偏見（スティグマ）<sup>53</sup>、健康リテラシーの不足など、さまざまな要素が複合的に影響しているという（図 3－4 参照）。

<sup>52</sup> 2025 年 11 月訪問時、SLHD 提供資料より抜粋

<sup>53</sup> 文化的・社会的背景の下で、否定的な評価や偏見がなされるのではないかと懸念により、当事者が相談や受診をためらう状況を指す。

こうした要因は、現場でのヒアリング結果とも一致しており、実際に留学生からは、「受診内容が親や家族に知られるのではないか」「医療記録が共有され、ビザに影響するのではないか」といった不安が聞かれ、受診の先送りや医療の回避につながっている実態も確認されている。

## Factors impacting international student health engagement

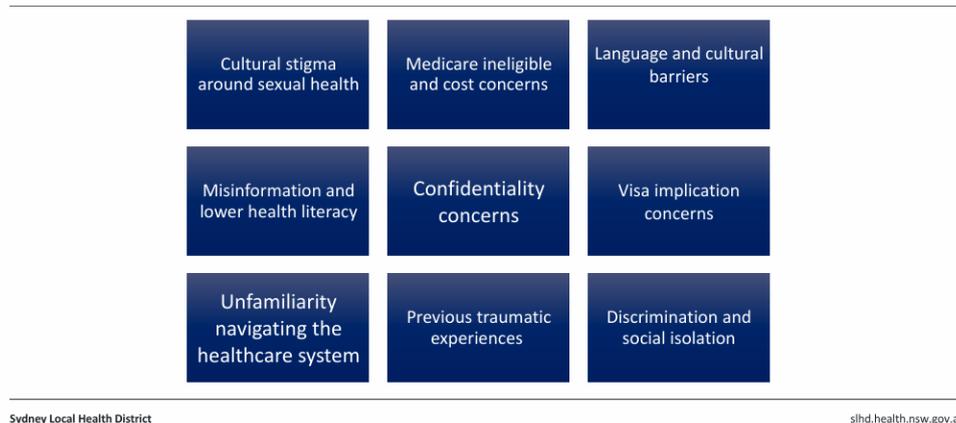


図3-4 留学生の医療アクセスに影響を与える要因<sup>54</sup>

このような構造的課題を踏まえ、SLHDでは、一次医療・予防医療への導線を意識的に設計している。その具体的な取組として、大学構内の主要動線上に性感染症（STI）検査クリニックを設置している。学生が日常的に通行する場所で検査を実施することで、医療機関に「行く」心理的ハードルを下げ、予防医療へのアクセス促進を図っている。

さらに、大学、学生寮、TAFE<sup>55</sup>、地方自治体、民間保険事業者等と連携し、留学生向けの健康情報提供イベントを展開している。これらの取組は、単なる一方向的な啓発活動にとどまらず、ピア・エデュケーション（同世代の留学生が情報発信を担う仕組み）を取り入れることで、他人に相談しづらいテーマについても、イベントに参加しやすい雰囲気を醸成している。

また、参加のハードルを下げる工夫として、留学生自身の関心が高いテーマを組み合わせ取扱う「バンドリング型<sup>56</sup>」の手法が採られている。例えば、性の健康といった他人には相談しづらい健康課題を単独で扱うのではなく、日常生活に関わる話題の一部として取り込むことで、参加に対する心理的な抵抗感を和らげている。

こうした取組の結果、留学生の予防医療に関する知識が向上するとともに、地域の無料・低額医療サービスへの接続が進んでいる。留学生支援を教育分野に限定せず、地域保健の一環として捉え、予防の段階から関係を築く視点は、日本の基礎自治体が今後、多文化対応を検討する上で、重要な示唆を与える事例といえる。

<sup>54</sup> 2025年11月訪問時、SLHD提供資料より抜粋

<sup>55</sup> オーストラリアの州政府等が設置・運営する公的な職業教育・訓練機関の総称

<sup>56</sup> 複数の関連する支援やサービスを個別に提供するのではなく、利用者のニーズに応じて一体的に組み合わせ、パッケージとして提供する方式

## 第4章 結論

第1章で確認したとおり、オーストラリア社会は、移民を中心とする人口増加を背景に、出生地、言語、宗教、アイデンティティの各側面において、高い多様性を内包する社会へと移行してきた。とりわけ、海外生まれ又は海外ルーツを持つ住民が人口の過半数を占めるに至っている点から、多文化性が社会の周縁ではなく、社会構造そのものの前提条件となっていることが分かる。

こうした社会状況を背景として、NSW州では、多文化主義を理念として掲げるにとどまらず、州法に基づく制度設計と、MPSPをはじめとする行政運営の枠組みを通じて、州政府の各機関、基礎自治体、さらには地域社会が連動する形で施策が展開されている。特に、多文化主義が個別施策や担当部署に委ねられるのではなく、行政運営全体の前提として組み込まれている点に、その特徴がある。

以下では、日本の地方自治体が多文化共生施策を検討する際に参考となり得る視点について、人的・財政的制約といった行政運営上の現実的制約を踏まえつつ整理する。

### 第1節 多文化共生を行政運営上の共通課題として位置付ける視点

NSW州においては、多文化主義が理念的なスローガンにとどまらず、州法に基づく行政運営の原則として明確に位置付けられている。全ての州政府機関に多文化計画の策定が義務付けられ、その進捗が横断的に把握・共有されている点は、多文化対応を特定部署の専管事項とせず、行政全体で共有すべき課題として捉える姿勢を示している。

この点を日本の地方自治体に引き寄せて考えると、多文化共生施策を国際交流担当課や多文化担当部署のみの取組として整理するのではなく、福祉、保健、教育、防災等の各分野における日常的な行政運営の前提条件として位置付けていく視点が重要となる。

もともと、これは直ちに新たな組織や制度を整備することを意味するものではない。既存の事業計画や業務マニュアルの見直し、庁内研修や情報共有の場において、多文化の視点を「行政運営上の前提条件」として共有していくことが、現実的かつ持続可能な第一歩となり得る。

### 第2節 「発信すれば届く」という前提を見直す情報提供の考え方

カンバーランド市やSLHDの事例から、多文化的背景を有する住民が多く居住する地域においては、行政情報は「発信すれば届く」ものではないとの認識に立った情報提供が重要であることが分かる。これらの機関では、単一の情報伝達手段に依存するのではなく、住民が行政情報に接触する経路を複数確保するという考え方が採られている。

紙媒体、対面、デジタル媒体等を組み合わせ、住民の年齢層や文化的背景、情報接触の傾向に応じて多層的な情報提供手段を確保している点は、日本の地方自治体においても参考となる。特に、ウェブサイトへの多言語対応や機械翻訳の活用については、翻訳精度に一定の限界があることを前提としつつも、「完璧さ」よりも「アクセス可能性」を優先し、少なくとも情報に触れる機会を確保するという姿勢が示されている。さらに、機械翻訳を有効に機能させるため、PDF資料の多用を避け、ウェブページ上で直接情報を提供している点は、デジタル環境における多文化対応の実務的な一例として注目される。

### 第3節 多文化共生を地域の安定・持続性の観点から捉える視点

カンバーランド市やSLHDの取組からは、コミュニティとの関係構築が、平時の行政サービスの円滑な提供に寄与するのみならず、災害時や感染症対応といった非常時の対応においても重要な基盤となり得ることが示唆される。平時から地域イベントや拠点活動等を通じて関係性を構築

しておくことが、非常時における情報共有や支援につながりやすい環境を形成しており、行政対応の実効性を高める要因の一つとなっている。

こうした関係構築に当たっては、行政側がコミュニティに直接足を運び、対面での対話を重ねていく姿勢や、コミュニティ・リーダーとの継続的な関係構築が重要となる。行政が日常的に顔の見える関係を築いておくことで、平時のみならず非常時においても、情報伝達や支援が円滑に行われやすい基盤が形成される。

このような関係構築は、非常時における情報伝達の遅れといったリスクを低減するとともに、行政が想定外の対応に追われる事態を回避する上でも有効と考えられる。結果として、危機対応に伴う行政コストや不確実性の増大を抑え、地域全体の安定性やレジリエンスの向上に資する点は、本調査から得られる重要な示唆といえる。

## おわりに

本調査を通じて確認された各機関の取組は、日本の地方自治体にそのまま適用できるものではない。特に、限られた人員体制や予算の制約の下で行政運営を行う日本の基礎自治体にとっては、完璧な制度設計を目指すよりも、現場で「回る形」を模索し続けることが重要である。行政が担うべき役割と、民間やコミュニティに委ねる役割を整理しつつ、地域の実情に応じて柔軟に施策を組み替えていく姿勢は、今後の多文化共生施策の在り方を検討していく上で不可欠な視点といえる。

また、こうした考え方や工夫を、机上の整理にとどめることなく、実際の現場を見ながら考えていく機会として、「豪州多文化主義政策交流プログラム」が各自治体において活用されることを期待したい。本プログラムでは、州政府、地方自治体、教育機関、医療・福祉機関、NPO等を訪問し、各機関の担当者や関係者との対話を通じて、「なぜその形にしているのか」「どこで悩み、どのように調整しているのか」といった、文書だけでは把握しにくい実務上の工夫や判断に触れることができる。参加を通じて得られた気づきや視点を、それぞれの自治体の実情に引き寄せながら活用いただければ幸いである。

最後に、本稿の作成に当たり、調査にご協力いただいた全ての訪問先機関の皆様に、改めて感謝の意を表し、本レポートの結びとしたい。

一般財団法人自治体国際化協会シドニー事務所  
所長補佐 西村 雅裕（東京都派遣）

【参考文献・資料】

自治体国際化協会

『オーストラリアの多文化主義政策』CLAIR REPORT No.358（自治体国際化協会、2011年）

Australian Bureau of Statistics

*Census of Population and Housing 2016*

[<https://www.abs.gov.au>]（最終検索日：2026年1月7日）

Australian Bureau of Statistics

*Census of Population and Housing 2021*

[<https://www.abs.gov.au>]（最終検索日：2026年1月7日）

Australian Bureau of Statistics

*National, State and Territory Population*

[<https://www.abs.gov.au/statistics/people/population>]（最終検索日：2026年1月7日）

Australian Government Department of Immigration and Border Protection

*A History of the Department of Immigration*

[<https://www.homeaffairs.gov.au/about-us-subsite/files/immigration-history.pdf>]（最終検索日：2026年3月16日）より引用

Australian Government Department of Home Affairs

*Australian Citizenship: Our Common Bond*

[<https://immi.homeaffairs.gov.au/citizenship-subsite/files/australian-citizenship-our-common-bond.pdf>]（最終検索日：2026年1月7日）

Multicultural NSW

*Multicultural NSW Act 2000*

[<https://legislation.nsw.gov.au/view/html/inforce/current/act-2000-090>]（最終検索日：2026年1月7日）

Multicultural NSW

*Multicultural NSW Annual Report 2023–2024*

[<https://multicultural.nsw.gov.au>]（最終検索日：2026年1月7日）

Multicultural NSW

*Strategic Plan 2021–2025*

[<https://multicultural.nsw.gov.au/about-us/our-strategic-plan>]（最終検索日：2026年1月7日）

OECD

*OECD Population Statistics*

[<https://stats.oecd.org>] (最終検索日：2026年1月7日)

Sydney Local Health District

*Population Health – Multicultural and Priority Populations*

[<https://www.slhd.nsw.gov.au>] (最終検索日：2026年1月7日)